（別紙）

日本ドーピング防止規律パネル決定

競技者氏名：　X
競技種目　：　自転車競技

2008-004事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成20年10月29日
日本ドーピング防止規律パネル
委員長　浅見　俊雄

2008-004事件 聴聞パネル決定

ドーピング防止規程（以下、「本規程」と呼ぶ）8.3.2条に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される2008-004事件の聴聞パネルは、平成20年9月30日に開催された聴聞会の結果、及び、その後の競技者からの証拠提出を受けて行われた聴聞パネルでの協議に基づき、本事件に関して、下記のように決定する。

平成20年10月29日

早川　吉尚

塚越　克己

村山　正博

記

〔決　定〕

- 本規程2.1条の違反が認められる。
- 本規程10.1.1条に従い、競技大会（第64回全日本大学対抗選手権自転車競技大会）の各競技結果はいずれも失効する。
- 本規程10.3条及び本規程10.8.1条に従い、本決定の日から1年間の資格停止とする。

〔理　由〕

- 競技会検査で検出された物質「サルブタモール」は、2008年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S3. ベータ2作用薬」であり、本規程2.1条に定める「禁止物質」に該当する。
- 禁止表によれば、サルブタモールについては、略式TUEが取得されていれば例外的に吸入使用が可能であるが、本件ではその取得はなされていない。
- 競技者は、B検体についての分析を要求せず、また、聴聞会において、かかる検出結果及びそこに至る手続過程に関して基本的には争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程2.1条の違反が認められ、また、本規程10.1.1条に従い、競技大会（第64回全日本大学対抗選手権自転車競技大会）の各競技結果はいずれも失効することとなる。
- また、今回検出されたサルブタモールは「禁止物質」にあたるものである一方で、検出量が1000 ng /ml 未満であり、かつ、吸引による使用である場合に限っては、禁止表における「IV. 特定物質」でもあるところ、本件における検出量は1000 ng /ml 未満である。そして、JADA、競技者本人、及び、JADAから提出された文書（Doping Control Form等）、本聴聞パネルが期限を定めた上で提出を求め、その期限までに競技者から追加的に提出された証拠（競技者に医師から処方されている錠剤の現物）、文書（吸入薬（サルタノール・インヘラー）の取扱説明書、医師の診断書3通）によれば、本件においては以下の各事実が認められる。

(1)　本件のDoping Control Formには経口薬である「ベネトリン」が「フェロミア」「テオロング」「チラージン」とともに記載されているところ、ベネトリンの使用により今回検出されたサルブタモールが競技者の尿中に排出されたのであれば、仮に同薬が治療のために用いられたものであったとしても、そもそも特定物質としては扱われない。しかし、この点に関して競技者は聴聞会の場において、かかる記載は、検査にあたったDCOから「飲んだ可能性がある薬」をすべて書くように指示されたために、（その時には家族に処方されている薬の全てを一ヶ所に纏めて持参していたが故に）自らの子供に処方されているベネトリンをも含めたすべての経口薬の記載がなされてしまったと主張した。その上で、競技者自身については、吸入薬が処方されており、検出されたサルブタモールは、かかる吸入薬に起因するものであると主張した。そしてさらに、かかる吸入薬につきDoping Control Formに記載がなされなかったのは、DCOから「飲んだ可能性がある薬」と指示されたからであり（すなわち、吸入薬は「飲んだ」可能性がある薬ではない）、また、当該吸入薬については別の場所にいた家族が所持していたからであると主張した。

(2)　もっとも、聴聞会の場においては、競技者は、かかる主張を裏付ける証拠を何ら提示しなかった。そこで、聴聞パネルはおよそ2週間の後に提出期限を定め、その間に自らの主張を裏付ける証拠の提出を促した。これに対し競技者は、第一に、処方されていると

主張されていたフェロミア、テオロング、チラージンの現物（もっとも、ベネトリンについては、子供に対して処方されていたとの主張であったが、その提出はなされなかった）、及び、吸入薬としての「サルタノール・インヘラー」の取扱説明書を提出した。第二に、医師による競技者及びその子供に対する2008年10月7日付の診断書各1通を提出した。もっとも、この診断書には、本競技大会の前から喘息の治療のために当該医師の下に通院していることが記載されており、また、競技者の主張通りの薬が処方されている旨が記載されているものの、本件で問題となっている薬がいつから処方されたかについては、明確な記載がなかった。そこで聴聞パネルが、さらに約2週間の期間を与え、その点を明確にする医師の診断書の提出を求めたところ、競技者につきサルタノール・インヘラーその他の薬が競技大会前から処方された旨が記された2008年10月21日付の診断書が改めて提出された（その診断書には、ベネトリンの処方の記録はなかった。もっとも、一部の処方薬に病名からは通常は処方されることが考えられない薬が混じっている点は指摘できる）。

- なお、10.5条における資格停止期間の取消し又は短縮に関しても、TUEの取得を怠った点など競技者に明らかな過失がある以上、本条の適用を認めることはできない。
- 今回の違反は1回目の違反であるが、以上の事情を勘案すると、本規程10.3条の定めに基づき、1回目の違反として1年間の資格停止とするのが相当であると判断される。
- 本件では本決定に至るまで暫定的資格停止はなされていない。したがって、資格停止期間の開始日については、規程10.8.1条に従い、本決定がなされた平成20年10月29日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以　上